

# 第3回保安検査に関する有識者会議 までの主な意見概要

令和2年12月10日  
国土交通省 航空局

- 論点①保安検査の位置付けについて
- 論点②保安検査に関する役割分担や連携について
- 論点③保安検査の量的・質的向上について
- その他、全般について

# 論点①保安検査の位置付けについて

## ○保安検査の制度の見直しにあたっては、以下の点に留意すべき。

- 保安検査の義務付け及び罰則の法律上の位置付けの明確化については短期的に実現し、責任主体の見直しなど現状の変更を伴うものは、中長期的に検討する等、時間軸の整理が必要。
- 内部脅威対策の観点からも、クリーンエリアに立ち入る従業員も保安検査の義務の対象とすべき。
- 罰則を規定すべき。その際、クリーンエリアへの制限品の持込行為ではなく検査拒否へのペナルティの方が実効性は高いのではないか。また、「民事違法」という段階や故意犯のみの犯罪化といった法技術的な検討を十分に行うべき。
- 責任主体を法律に規定した上で、保安検査を委託する際に、国がお墨付きを与えた警備会社に委託しなければならないとすることで、保安検査の質を確保できるのではないか。
- 役割分担について法律上列記するのは難しい点もあり、例えば国が基本計画を策定することを法律上規定し、その基本計画に関係者の役割分担や連携を規定する手法もあるのではないか。

## 論点②保安検査に関する役割分担や連携について

- 保安検査に関する役割分担や連携について、諸外国の事例も踏まえつつ、課題を整理した上で中長期的に検討を行うべき。
- 空港内全体のセキュリティレベルを上げるという観点から、「エリアマネジメント」の考えが重要ではないか。
- 保安の維持、航空機運航の定時制、顧客満足というトリプルバインドの問題は日常的に起こりうるものという認識の元、取組の優先事項を検討すべき。
- 事務委任の一定の効果は共通認識としてあるが、この取組を推進すればいいという訳ではない。事務委任の課題としては実態上管理している空港に対する国の監督権限が及ばない点があり、その点を踏まえた制度構築が必要。
- 事務委任は始まったばかりの制度であり、当面継続しつつ、その効果や課題を検証の上、役割分担の見直しの議論を行うことが必要。
- 役割分担の見直しにあたっての論点として、費用負担や有事の際の賠償責任があり、諸外国の事例についての調査が必要。
- テロは国家を標的としている点、民間会社による対策では効果が脆弱な点、国際基準や国際的な責任の観点から、保安対策は国が責任を負うべきではないか。

## 論点③保安検査の量的・質的向上について

### ○保安検査の量的・質的向上について以下の観点から検討を行うべき。

- 先進機器に関しては、旅客の利便性効果や検査員の負担軽減効果等の情報や海外の導入事例を調査し、国が主体となって導入計画を立てるべきではないか。
- 検査員の質の担保のため、検査員の指導に対する国の関与を深めるべきではないか。マニュアルの整備、支援の拡充、統一的な認定や研修の設定、研修スペースの確保等について検討すべき。
- 経費負担について、今の財源だけを前提に考えるべきではない。保安にかかる費用は航空会社の経営状態と切り離して確保されるべき。利用者負担を原則としつつ、国が一定の費用負担を行うことも検討すべきではないか。
- 国管理空港について保安料の値上げが必要ではないかと考えるが、コロナ禍の状況を考慮する必要があるのではないか。保安料の検討にあたっては、量的・質的向上策について、今までの対策を検証の上、必要な対策が何かを示した上で議論すべき。

- 保安検査は旅客や従業員自らの安全確保のためにも重要なものであることについて、共通認識を持つべき。
- 制限品に関するルールが統一されておらず、国内線と国際線の扱いの違い、各国による扱いの違い、が存在する。現場の混乱を招いている部分もあり、旅客の理解も得やすくするためにもルールを整理する必要があるのではないか。
- 検査員の権限・身分についても国の責任において付与することが必要ではないか。保安検査はサービス業と見られがちであり、強い形で対応できるようにするべき。
- 検査員の離職改善などの現場レベルの対策と関連性を持たせた検討を進めるべき。
- 空港の規模ごとに実現可能な対策レベルがあるため、地域間での格差が生じないような方向で検討を進めるべき。